

焼津市告示第228号

令和7年度焼津市地域産品拡充等事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和7年5月30日

焼津市長 中野 弘道

令和7年度焼津市地域産品拡充等事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、地域産業の振興及び発展を図るため、地域産品拡充等事業を実施する市内の事業者等に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、焼津市補助金等交付規則（昭和60年焼津市規則第1号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 市内の事業者等 市内において事業所を有する個人及び法人その他の団体で次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 市税（第4条の規定に基づく交付申請時に納期限が到来しているものに限る。）を完納していること。

イ 焼津市安全安心なまちづくり条例(平成24年焼津市条例第13号)第2条第6号に規定する暴力団の関係者に該当しないものであること。

ウ 当該個人及び法人その他の団体が営む事業の執行に関連し、法令に違反する行為があったことその他市長がこの要綱に基づく補助対象者として適切でないと認めるものでないこと。

(2) 地域産品 市内において、その原材料の主要な部分が生産された商品又は製造、加工その他の工程の主要な部分を行っている商品をいう。

(3) 地域産品拡充等事業 市内の事業者等が、自ら製造する地域産品の製造力の向上、新商品の開発等に向けた事業をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業は、地域産品拡充等事業とする。

2 補助対象経費は、地域産品の生産、製造、加工等に必要な機器、設備等の購入又は改修に係る経費（機器等購入費、設備改修費等）とする。ただし、クレジットカード決済、スマートフォンアプリ等を利用した決済その他特典が付与される決済手段により支払われるものを除く。

3 補助額は、前項に規定する補助対象経費の3分の2以内の額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）で、10,000,000円を限度とする。

4 この要綱による補助金の交付は、同一の事業者に対し、1回を限度とする。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする事業者(以下「申請者」という。)は、焼津市地域産品拡充等支援補助金交付申請書(第1号様式)に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 誓約書(第4号様式)
- (4) その他市長が必要と認める書類

(交付決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、焼津市地域産品拡充等事業補助金審査委員会にてその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金を交付すると決定したときは焼津市地域産品拡充等支援補助金交付決定通知書(第5号様式)により、交付しないと決定したときは焼津市地域産品拡充等事業補助金不交付決定通知書(第6号様式)により申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の交付決定に際し、次のとおり条件を付すものとする。

(1) 事業内容の変更を行う場合において、次に該当するときは、市長の承認を受けること。

ア 補助対象経費の20パーセントを超える増減

イ 事業の実施箇所や事業内容の重要な変更

(2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告し、その指示を受けること。

(3) この補助金に係る収入及び支出を明らかにした預金通帳、金銭(預金)出納簿等の帳簿、契約書、領収書等の証拠書類は、補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間整備保管すること。

(4) この補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(不動産及びその従属物を含む。)を、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、処分し、又は担保の用に供す場合は、あらかじめ市長と協議しなければならない。

(5) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請事項の変更)

第6条 補助事業者は、補助金の交付申請事項を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに焼津市地域産品拡充等事業補助金変更(中止・廃止)等承認申請書(第7号様式)に市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、その旨を焼津市地域産品拡充等事業補助金変更(中止・廃止)等承認通知書(第8号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(報告及び検査)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対し、事業の施行について報告を求め、又は市長の命じた職員をして事業の状況及び書類、帳簿その他必要な物件を実地検査させることができる。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は令和8年3月6日のいずれか早い日までに、焼津市地域産品拡充等事業補助金実績報告書(第9号様式)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 収支決算書(第3号様式)
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) 補助対象事業の実施過程が確認できる資料(書類、写真等)

(補助金額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、焼津市地域産品拡充等事業補助金交付額確定通知書(第10号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 前条の規定により確定通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、焼津市地域産品拡充等事業補助金交付請求書(第11号様式)を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し等)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 第5条第3項に規定する補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な行為により補助金の交付の決定を受けたとき。
- (4) その他市長がこの要綱に基づく補助対象者として適切でないと認めたとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に交付した補助金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公示の日から施行し、令和5年度分の補助金に適用する。